解散公告（第三回）

当公社は、平成二十四年十二月十八日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

広島県安芸高田市吉田町吉田七九一番地

安芸高田市土地開発公社

清算人　河野　正治

解散公告（第三回）

当法人は、社員の欠亡により平成二十四年十二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

福岡県古賀市中央三丁目三番一号

医療法人森田医院

代表清算人　森田　正陰

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月十四日熊本県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十五日

熊本県合志市栄三三二五番一

医療法人社団かとれあ会

清算人　岡本　直幸

配当公告

埼玉県川越市連雀町二三番地二一

破産者　常陽機械株式会社

右の者に対するさいたま地方裁判所平成二十四年（フ）第四九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金一、〇六二、七三七円

一般債権　金一、〇七一、四九〇、一六九円

一、配当することのできる金額

優先債権　金一、〇六二、七三七円

一般債権　金二一七、九九七、五九九円

平成二十五年一月十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一八号関本ビル四階

破産管財人　荒木　直人

配当公告

富山県砺波市八十歩三六番地

破産者　庄東工業株式会社

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十四年（フ）第三一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金五〇、三四六、五七一円

一、配当することのできる金額

金二二、四五七、二一五円

平成二十五年一月十五日

富山県高岡市広小路二七番一号カネソビル

破産管財人　斉藤　寿雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市春光台三条六丁目一番、最後の住所旭川市末広一条三丁目二番三〇号

被相続人　亡　渡辺美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所旭川市五条通九丁目一一六三―一

エミナ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　直久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市峰山町菅四四二番地一、最後の住所茨城県つくば市上広岡四六〇番地

一四　被相続人　亡　楠本捷一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所茨城県つくば市榎戸六七〇番地中田

勝也法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安部　康広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県深谷市深谷町一二六一番地、最後の住所埼玉県深谷市深谷町三番二五号

被相続人　亡　髙田　義弘

平成二十五年一月十五日

埼玉県熊谷市仲町三五番地　埼玉ひまわり

法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　純二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市福栄四丁目一六番、最後の住所千葉県市川市行徳駅前二丁目二一番二二―四〇四六号　行徳マンション

被相続人　亡　小原　和見

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―四―八

コーノスビル三階　鈴木牧子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中溝　明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市松戸新田五八一番地三〇、最後の住所千葉県松戸市松戸新田五八一番地の三〇

被相続人　亡　堀﨑　靖夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所千葉県流山市市野谷六五四―一　リバパレスおおたかの森五〇三　流山中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大石　眞人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草五丁目一五番地二、最後の住所東京都昭島市宮沢町二丁目二〇番一号

被相続人　亡　君島　邦満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所東京都立川市曙町二丁目三一番一五号日住金立川ビル四階西東京共同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡垣　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都武蔵村山市大南三丁目五七番地二、最後の住所東京都武蔵村山市大南三丁目五七番地の二　被相続人　亡　佐藤　吉春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所

相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区西葛西三丁目一〇番、最後の住所東京都江戸川区西葛西三丁目一〇番二号

被相続人　亡　髙野　史郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十五日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　浩貴

第61期決算公告　平成25年1月15日

栃木県鹿沼市緑町一丁目1番20号

川上建設株式会社

代表取締役　川上　貢一

貸借対照表の要旨（平成24年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,703,871
	固定資産	388,230
	繰延資産	1,041
	合計	2,093,142
負債及び純資産の部	流動負債	1,165,132
	固定負債	365,833
	株主資本	562,177
	資本金	30,000
	剰余金	532,177
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	522,177
	（うち当期純利益）	（44,116）
	合計	2,093,142